ガソリン・軽油・灯油の販売・購入や保管・貯蔵について

少量危険物の貯蔵取扱い運用基準が改正されました

士別地方消防事務組合では、火災予防条例に規定する少量危険物の貯蔵取扱い 運用基準を8月1日付にて改正しました。

改正の骨子

顧客が給油取扱所において小分け販売(容器詰め替え)販売を受けることができる最大数量を指定数量の5分の1から2分の1まで引き上げ緩和しました。 理由としては、

- ①災害に備えた非常用発電機が普及してきている中で、備蓄用ガソリン等の確保 が必要になってくること。
- ②給油取扱所等の営業過疎地において、必要な時に必要な燃料量を直ちに確保 することが困難であること。
- ③販売店にてガソリンの販売時に本人確認、使用用途等の確認が義務付けられ、 販売から顧客までの危険物の流れが透明化され安全性が担保されたこと。

以上のことから、無届出で顧客が一度に購入、搬送できる数量については下記のとおりとなります。

ガソリン 100リットル未満まで(指定数量の2分の1未満)

軽 油 500リットル未満まで(指定数量の2分の1未満)

(※ガソリン及び軽油は従業員による注油に限り可能です。自らの注油行為は禁止されています。)

灯 油 500リットル未満まで(指定数量の2分の1未満)

(※灯油の注油はセルフ給油取扱所に限り可能です。)

- ●購入に際しては消防法に定められた指定容器を使用することが条件となります。
- ●自家用車等で搬送する場合は、荷室にのみ積載することが条件となります。

(※乗車席への積載は禁止です。)

●自宅等での貯蔵数量については、従前同様指定数量の5分の1までは規制を受けませんが、5分の1以上の危険物を貯蔵する場合は、その性状にあった技術上の基準を満たした施設等でのみ貯蔵することができます。(火災予防条例による届出が必要です。)

【例示】

- ◇ガソリン99衆を購入し持ち帰り後 指定数量の5分の1(40㎏)未満を備蓄用で貯蔵し、その他は消費施設に注油した場合 → 消防の規制を受けることはありません。
- ◇ガソリン99¼を購入し持ち帰り後 指定数量の5分の1(40¼)以上を備蓄用で貯蔵し、その他は消費施設に注油した場合 → 少量危険物貯蔵取扱届出が必要です。
- ●指定数量の2分の1以上、指定数量未満の危険物を購入した場合については、搬送に際し 事前に火災予防条例による届出が必要です。(指定数量は合算されます。)

【例示】

◇軽油200%とガソリン80%を購入し持ち帰る場合

それぞれの指定数量から計算し、軽油0.2倍+ガソリン0.4倍で合計0.6倍となり、指定数量の2分の1(0.5倍)以上となることから、事前に少量危険物貯蔵取扱(運搬)の届出が必要となります。

《例外》

個人の住居において、屋外に設置するタンクで燃料として使用する用途で、引火点40℃以上の液体の危険物(灯油等)を指定数量の2分の1未満まで貯蔵し、又は取り扱う場合については特例として条例等の制限から除外されます。

|販売・購入は指定数量の1/2未満。貯蔵・保管は指定数量の1/5未満

各市町村の条例等で定められていますので、士別市・和寒町・剣淵町・幌加内町以外の市町村の方は各地区の消防本部へおたずねください。

士別地方消防事務組合消防本部